

問題社員への法的対応策と 処遇管理の実務

～問題社員に対する懲戒、配転、降格、
賃下げ、解雇などの法的対応策のポイント～

2019年
8/28水
10:00～16:30

受講者募集



講師

石嵯・山中総合法律事務所
えん そう たく ろう
弁護士 延増拓郎

近年、企業において「人」に関わる様々なトラブルが問題となっています。精神疾患による勤怠不良や、職権を乱用した社員によるパワハラ・セクハラ・マタハラ、さらに社員による情報漏洩など企業の信頼を揺るがしかねない重大な事件も発生しています。また、インターネット上やSNSでの誹謗中傷などの新たな問題も生じています。そして、これらの労務問題への対応を誤ると、「ブラック企業」との評価を受け、これまで築き上げてきた信用、イメージを一気に失う危険があります。一方、政府は働き方改革実行計画を立て、副業・兼業の推進、病気の治療と仕事の両立など企業の対応に影響を与える分野についても議論がなされています。

そこで、本講座では、企業において問題を引き起こす社員への法律上の対応と処遇管理のあり方について、最近の法改正の動向や判例などもふまえながら実践的に講義いたします。

人事担当者及び内容に興味をお持ちの皆様のご参加をお待ちしております。

講義内容

- I どんな時に解雇・懲戒処分が可能か**
 - 1 普通解雇と懲戒解雇の違い
 - 2 解雇のルールとその手順
 - 3 懲戒処分の種類とその内容
 - 4 懲戒処分のルールとその手順
 - 5 不当だと主張されないために何が必要か
- II どんな時に賃金切り下げが可能か(減給制裁)**
 - 1 黙示の同意による賃金切り下げ
 - 2 労働協約による賃金切り下げ
 - 3 就業規則による賃金切り下げ
- III どんな時に配転(職種変更、転勤、降格)が可能か**
 - 1 職種変更
 - 2 転勤
 - 3 降格
- IV トラブルを解決するための法的手段**
 - 1 本人や労働組合などとの和解交渉
 - 2 あっせん手続
 - 3 民事調停、労働審判
 - 4 民事訴訟
- V 勤務態度が悪い、成績不良の社員**
 - 1 欠勤・遅刻・早退を繰り返す
 - 2 無断欠勤して連絡がとれない
 - 3 怪我の後遺症により職務遂行に耐えない
 - 4 勤務成績が悪い(能力不足)
 - 5 適格性がない
 - 6 職歴や学歴を詐称する
- VI 反抗的な態度をとる社員**
 - 1 正当な理由なく企業の経営方針などを批判する
 - 2 インターネット上やSNSで誹謗中傷がなされる
 - 3 秘密情報を漏洩する
 - 4 競業を立ち上げて社員を引き抜く
 - 5 始末書の提出に応じない
 - 6 懲戒処分したが、改悛の情が見られない
 - 7 残業命令、休日出勤命令を拒否する。指示に反して残業等をする。
 - 8 職種変更、転勤に応じない
- VII 職場秩序を乱す(トラブルメーカー)の社員**
 - 1 服装や髪がだらしない
 - 2 職場の同僚と協調しない
 - 3 退職届を撤回する
 - 4 退職届の理由が事実と反する。
 - 5 雇用期間の途中で勝手にやめる
 - 6 長期有給休暇を直前に申請する
 - 7 セクハラ・パワハラの苦情申入れを受ける
 - 8 マタハラの苦情申入れを受ける
 - 9 同僚に対してストーカー行為をする
 - 10 同僚と不倫問題を起こす
 - 11 健康診断での要精密検査結果を無視して精密検査を受けない
 - 12 新型うつで休む
 - 13 他の従業員の言動について過剰に反応して申告する
 - 14 注意散漫で業務に集中しない
 - 15 私用メール、インターネット利用を繰り返す
- VIII 私生活でトラブルを抱える社員**
 - 1 刑事事件で起訴された
 - 2 企業に無断で兼職している
 - 3 サラ金で多重債務を抱えている
 - 4 自動車事故を起こした
- IX トラブルを起こさない人材を活用するためのポイント**
 - 1 採用についての法的規制
 - 2 採用のポイント
 - 3 採用における個人情報の収集と管理の留意点
- X 労働契約法20条をめぐる裁判例等の動向**
 - 1 改正法の内容
 - 2 同一労働同一賃金ガイドラインの内容
 - 3 裁判例の重要性とその動向

会場 アビタン(全労済愛知推進本部会館)
名古屋市熱田区金山町1-12-7

受講料 8,000円(消費税込)

主催 公益財団法人 愛知県労働協会

後援 愛知県・愛知県労働者福祉協議会

受講ご希望の方は下記受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送かFAXで愛知県労働協会までお申込みください。また、ホームページからもお申込みいただけます。折り返し受講票と受講料振込用紙を送付いたします。なお、開催10日前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが下記連絡先まで確認をお願いいたします。

愛知県労働協会 労働教育グループ
〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38
TEL : 052-485-7154
E-mail rodo@aillabor.or.jp
ホームページ <http://www.aillabor.or.jp/rodo/>

お問い合わせ

お申込みは切りとらずA4のままFAXでお送りください。 FAX 052-583-0585

2019年度 問題社員への法的対応策と処遇管理の実務 受講申込書

受講者氏名	フリガナ	連絡者及び連絡先住所 (勤務先・自宅) ○印をつけてください	
	性別	年齢	TEL (日中連絡のつく番号をご記入ください)
	フリガナ	会社名/団体名	連絡者氏名
	性別	年齢	部署名
		公益財団法人 愛知県労働協会からのメールマガジンの配信について (同意する・同意しない・登録済み) ○印をつけてください	
		E-mail	

※受講申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使用させていただきます。これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)